

第1章 総則

第1条（名称）

この会を「四方僧伽」という。英文表記は、Catuddisa Sangha Japan（略称CS）とする。

第2条（事務所）

この会は、主たる事務所を東京都大田区久が原4丁目4番10号の宗教法人「安詳寺」内に置く。

第3条（目的）

この会は、現代社会の構造的な矛盾である、経済のグローバル化、力による国際関係の結果として生じている貧困・人権侵害・環境破壊等といった文明の負の諸側面を克服した平和な世界を創造することを目的とする。

第4条（業務）

この会は、前条の目的で述べた、世界の文明の負の諸側面を解決する為に、四方僧伽の原点である仏教に基づく祈りと助け合いの精神によって以下の事業を行う。

- (1) 世界の平和を祈り、国境を越えてネットワークを構築する事業
- (2) 開発途上国における地域開発のための事業
- (3) 武力紛争や自然災害等による難民や被災者等への緊急援助事業
- (4) 開発途上国等の住民への教育及び国際交流事業
- (5) 先進国に於ける啓発活動
- (6) その他、目的を達成するに必要な事業

第5条に規定する事業は、日本および海外において行うものとする。

第2章 会員・組織

第6条（会員）

この会の目的に賛同し、これに主体的にかかわろうとする者を会員とする。会員の資格に関する規定は、別に定める。

第7条（役員）

この会に、次の役員を置く。

1. 代表1名・副代表1名・事務局長1名・会計1名・監事1名又は2名。
2. 役員は総会の承認を受けなければならない。

3. 役職に対し、その定員を超える立候補があった場合は選挙を行う。
4. 役員任期は2年とする。再任は妨げない。
5. この会は必要により、総会の承認のもと顧問を置くことができる。

第8条（機関）

この会に、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 事務局
- 3 その他必要とされるプロジェクトチーム

第9条（総会）

1 総会（臨時総会を含む）は、本組織の会員で構成し、この会の最高意思決定機関である。総会は、年一回以上開催し、次の事項を審議決定する。

- 1.活動報告及び収支決算・監査報告
- 2.活動計画及び予算
- 3.役員を選出及び承認
- 4.規約の変更、解散、合併
- 5.会員の除名、役員任命・解任、その他運営に関する重要事項
- 6.その他

その他の重要事項

- 1.総会及び役員は運営会員によって構成される。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、事務局が必要と認めたとき、あるいは運営会員の三分の二以上の請求があった時、開催する。
- 4.総会は開催日の1か月前までに、議題及び関係資料を会員に告知し、総会開催を周知する。
- 5.総会は、運営会員の三分の二を以って成立し（委任状を含む）、議決は出席者の過半数の同意により成立する。（規約の改定は三分の二以上）また、地域的事情を考慮しWebで開催することもできる。
- 6.事前に周知された議題に関しては、委任を受けることができる。当日提出議題に関しては出席者の過半数の同意で成立する。
- 7.総会における運営会員の議決権は、納付された会費の口数に関係なく、一票とする。
- 8.本規約の改正は三分の二を以って成立する。（運営規則を除く）議事録及び関係資料は公開される。
- 9.四方僧伽運営会員の総数は、毎年2月1日時点で運営会員であるものとし、これを総会の定足数の分母とする。

第10条（会計年度）

この会の会計年度は国際基準に則り1月1日から同年の12月31日間とし、会計監査は年一回以上実施する。

第11条（事務局）

事務局は、総会に次ぐ日常の意思決定機関である。事務局は役員と会員から、業務遂行に必要なとされるスキルを持つ人間で構成される。

事務局は次の役職を置く。（監事は事務局の外にあって、必要な助言・勧告を行う）

代表

副代表

事務局長

会計

その他随時、必要とされる担当

第12条 事務局の任務

1. 四方僧伽の活動において必要とされる案件に対する統括、かつ意思決定への関与
2. 必要とされるプロジェクトチームの組織、または解散
3. この会を代表して行う他団体との協力・連携
4. 四方僧伽が行う活動及びプロジェクトの把握とこれに基づく事業報告
5. その他、総会の準備など、この会の運営に必要な事項
6. 事務局員は原則無給とする。ただし、会の活動に必要なとされる費用に関しては合議のうち、相当額を支給することができる。
7. その他

事務局の意思は過半数を持って成立する。議事録は作成され、公開される。

第13条 会計

本会の会計は、会計報告、貸借対照表などNPO法に準じて会計上必要な書類を準備する。

第14条 プロジェクトチーム

事務局及び運営会員は必要に応じて、目的遂行のため、四方僧伽の内外から必要な人材を集め、プロジェクトチームの結成を要請できる。人選は会員に拘らないが責任者は運営会員から選出する。各プロジェクトの遂行にあたり、事務局は必要に応じてプロジェクトチームへ権限移譲を行い、プロジェクトチームは事務局と共にプロジェクトを遂行する。

第15条（規約の改正）

この規約は、総会に於いて出席者の3分の2以上の同意を得て、改正することができる。

第3章 組織

会員 この組織に、次の会員を置く。

第16条（会員の資格）

（1）運営会員

本会の目的に賛同し、積極的にこの法人の運営に参画する意志をもって入会した個人。

（2）賛助会員

本会の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

第17条（入会）

1. 運営会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を提出し、総会もしくは事務局の承認を得なければならない。
2. 運営会員は総会への出席と議決権の行使が求められる。（委任を含む）
3. 四方僧伽の活動への参加意思が認められないときは、総会は本人に通知の上、賛助会員として扱うことができる。
4. 前項の者の入会を認めないときは、総会、あるいは事務局の議決に基づき速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
5. 賛助会員は、会費の納入をもって入会とする。個人賛助会員は、本人の申請があればいつでも、運営会員に変更できる。

（入会金及び会費）

第18条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

1. 運営会員は年間、10,000円とする。（それ以上は寄付金として扱う）

※上記規定に関わらず、本人の申請と総会の了承に基づき、一部、あるいは全額の免除を認めることができる。

2. 個人賛助会員は年間、一口、3,000円以上とする。

3. 団体賛助会員は一口10,000円以上とする。

4. 会員が納入した会費及びその他拠出金品は、前条3項により入会が認められなかったときを除いて、その理由を問わず、これを返還しない。

（運営会員の資格の喪失）

第19条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会したとき

- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年間以上会費等を滞納したとき。
- (5) 総会の同意で除名されたとき。

第4章 運営規則（以下、規則）

第1条（会員の活動指針）

会員は、次の基本方針のもとに活動にあたる。

- 1 環境との調和を図った真に豊かな社会を創造する。
- 2 異文化交流を大切にする。
- 3 仏法（正法）に則った自治の力を育てる。（自分達の生活は自分達で作りあげる。）
- 4 次世代に対して人格教育に根ざした徳育を行う。

第2条（指導員の就業・給与）

指導員の任免・就業・給与に関しては、プロジェクトごとに定める「就業規則」・「負担金支払いの規定」に基づくものとする。

第3条（保険）

海外渡航者はそれぞれ自前の傷害保険に加入し対応する。

第5条（事故処理）

会員の疾病、その他の事故等の費用は自己負担とする。

第4条（事業費）

この会の経費は次の収入より当てる。

- 1 会費
- 2 委託費
- 3 補助金
- 4 寄付金及びその他の事業収入

第5条 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

1. 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。情報公開に関する必要な事項は、NPO法に準じた事項とする。

(個人情報の保護)

2. 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。個人情報の保護に関する必要な事項は、以下のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人とは」、当該個人情報にとって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

第6条（規約の改正）

この運営規則は、総会に於いて出席者の過半数の同意を得て、改正することができる。

附則 この規約改正は2013年1月1日より実施する。